

経営規模等評価申請・総合評定値請求の手引き

(経営事項審査)

平成20年4月経審改正対応版

この手引きは、国土交通大臣許可(関東地方整備局)の建設業者を対象にしています。

目次

TOPICS

～平成22年4月1日以降に建設業者が提出する財務諸表が改正されました～

1. 建設業法施行規則等の主な改正内容

- [1] 貸借対照表(別記様式第15号)の見直し
勘定科目として「リース資産」、「リース債務」を追加 ほか
- [2] 注記表(別記様式第17号の2)の見直し
金融商品、賃貸不動産の時価評価に関する注記の記載欄を追加 ほか
- [3] 用語の整理(別記様式第15号、第16号、第18号、第19号)

2. 関連告示の一部改正

「工事契約に関する会計基準」の策定により、売上げ等の計上の原則が工事完成基準(工事完成時に売上等を計上)から工事進行基準(工事の進捗に応じて売上等を計上)に変更された。

改正内容の詳細につきましては、国土交通省のホームページをご覧ください。

◆建設業法施行規則等の改正について

(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sosei_const_tk1_000020.html)

I. 経営事項審査制度の概要について

1. 経営事項審査とは 2

- (1) 経営事項審査とは
- (2) 審査基準日 3
- (3) 有効期間

2. 経営事項審査の仕組み 4

3. 総合評定値(P)の算出方法等

II. 申請方法等について

1. 申請方法 5

- (1) 経営状況分析【Y】
- (2) 経営規模等評価【X・Z・W】

2. 提出書類(経営規模等評価申請にあたり) 6

- (1) 申請書等
- (2) 添付書類
- (3) 確認書類

3. 申請にあたっての留意事項

- [1] 提出部数
- [2] 綴じ方

4. 提出先 7

5. 手数料

III. 申請書等の作成方法について

1. 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書【記入例】 8,9

2. 別紙1 工事種類別完成工事高/元請完成工事高【記入例】 10,11

- [1] 完成工事高及び元請完成工事高の業種間
積み上げ(加算)について 12

3. 別紙3 その他の審査項目(社会性等)【記入例】 13

4. 別紙2 技術職員名簿【記入例】 14

- [1] 001及び002資格の技術職員名簿一覧表 15

5. 添付書類 工事経歴書の作成について 16,17,18

IV. その他

1. 再審査の申し立てについて 19

2. 経営事項審査結果の公表について

3. 虚偽申請の罰則規定及び行政処分について

4. 特殊な経営事項審査について

5. 経営事項審査に係る個人情報の取り扱いについて 20

- [1] 申請に係る個人情報の利用目的等
- [2] 結果に係る個人情報の利用目的等

6. 登録経営状況分析機関一覧表

7. お問い合わせ先

8. 経営事項審査についてよくいただくご質問 21

V. 別添資料

〈別添資料目次〉 24

1. 記載要領 25～38

2. 確認書類一覧表(国土交通大臣許可業者用) 39

3. 「確認書類」の作成にあたって 40～51

4. 総合評定値(P)の計算方法 51～61

I. 経営事項審査制度の概要について

1 経営事項審査とは

公共工事を直接請け負おうとする場合には、必ず受けなければならないとされている審査です

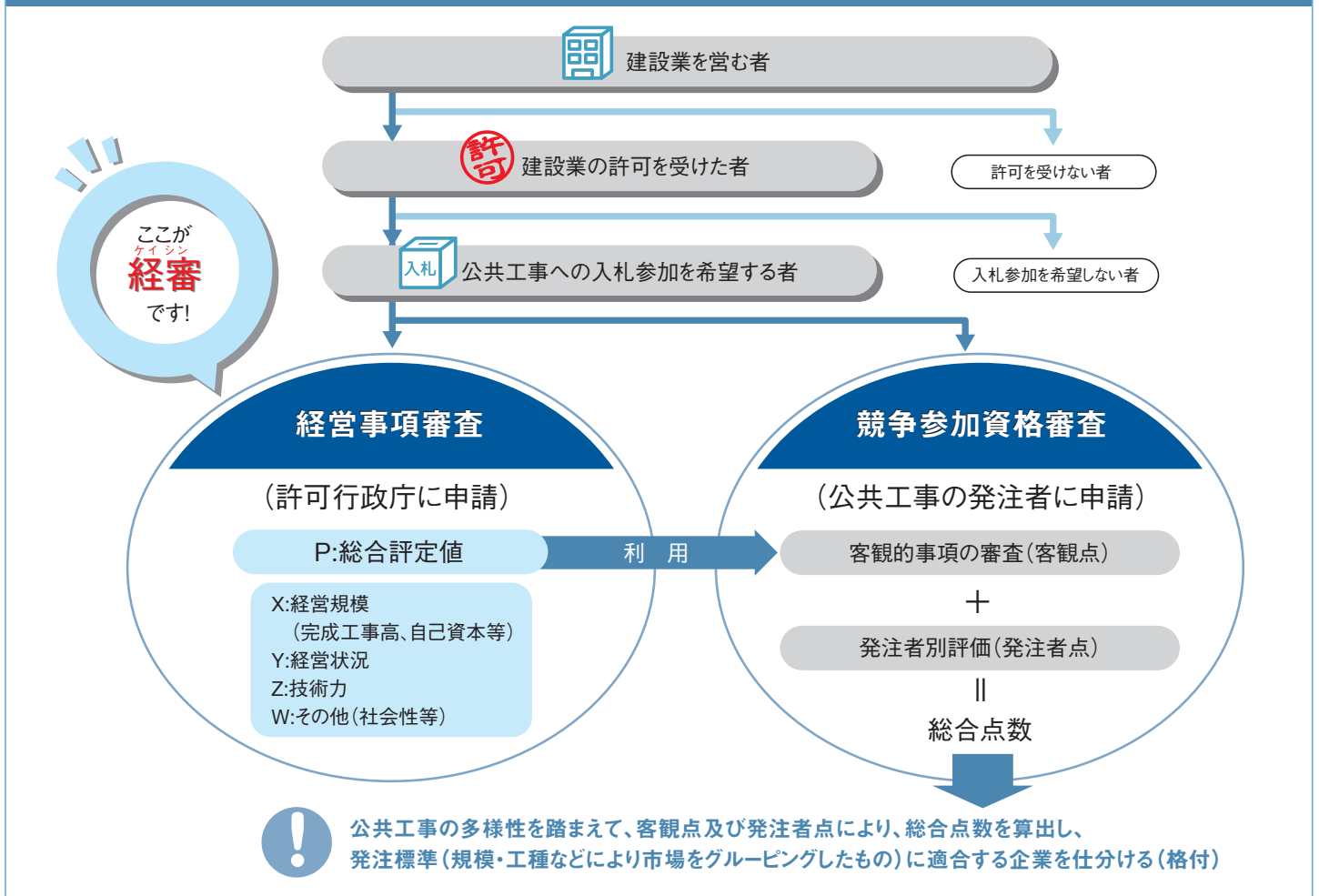
[1] 経営事項審査とは

国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする場合には、必ず受けておかなければいけないとされている審査制度です。公共工事の各発注機関は、競争入札に参加しようとする建設業者についての資格審査を行うこととされています。

この資格審査にあたっては、欠格要件に該当しないかを審査した上で、「客観的事項」と「発注者別評価」の審査結果を点数化(総合点数)して、格付けが行われています。このうちの「客観的事項」にあたる審査が「経営事項審査」です。

この『経営事項審査』は、どの発注機関が行っても同一の結果となるべきものですので、特定の第三者が統一的に一定基準に基づいて審査を行うことが効率的ですし、また、この審査自体が建設業行政とも密接に関連していることから、建設業法により建設業許可に係る許可行政庁が審査を実施することとされています。

建設業者と経営事項審査の関係



対象となる「公共工事」って具体的には?

経営事項審査を受けなければ、直接請け負うことができないとされる工事(公共工事)とは、次に掲げる発注者が発注する施設又は工作物に関する建設工事で、建設工事1件の請負代金額が、500万円以上(建築一式工事の場合は、1,500万円以上)のものとなります。

- (1)国
- (2)地方公共団体
- (3)法人税法別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く)
- (4)上記に準ずるものとして国土交通省令で定める法人は次のとおり

関西国際空港株式会社、公害健康被害補償予防協会、首都高速道路株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、地方競馬全国協会、東京地下鉄株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人理化学研究所、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本環境安全事業株式会社、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条第一項に規定する会社及び同条第二項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第三項に規定する会社とする。

但し、次の建設工事については、対象から外れます。

- [1]堤防の欠壊、道路の埋没、電気設備の故障その他施設又は工作物の破壊、埋没等で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれのあるものによって必要を生じた応急の建設工事
- [2][1]のほか、経営事項審査を受けていない建設業者が発注者から直接請け負うことについて緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして国土交通大臣が指定する建設工事

審査基準日は直前の決算日

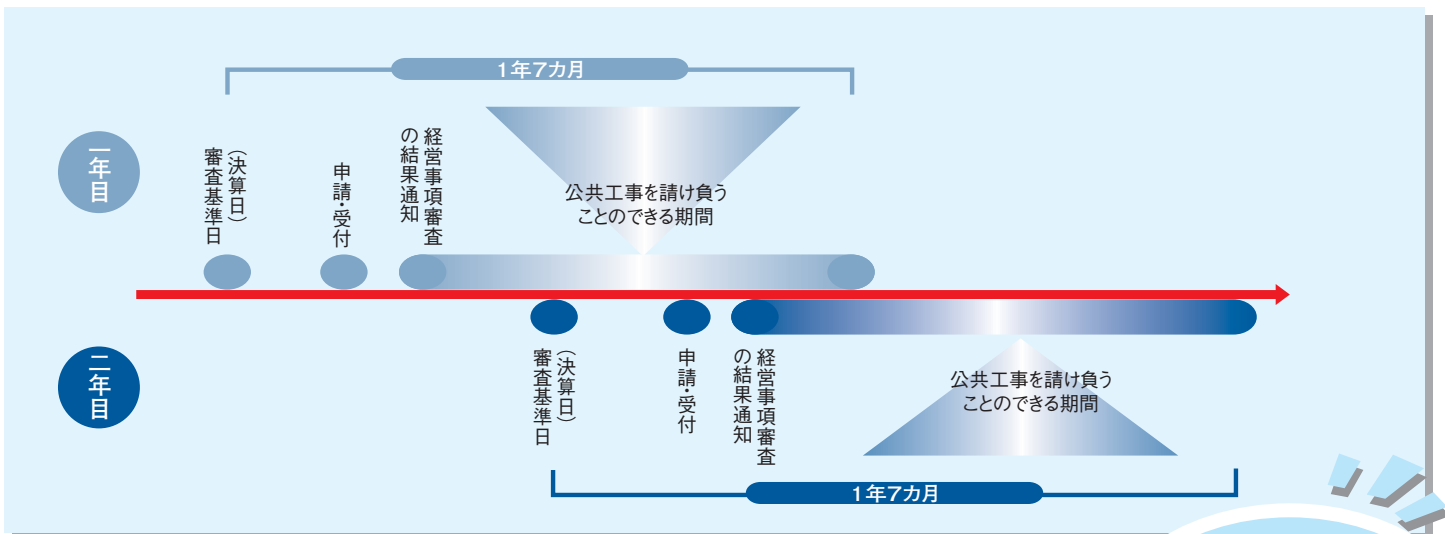
[2] 審査基準日

経営事項審査では、原則として申請をする日の直前の事業年度終了日(直前の決算日)が審査基準日となります。審査基準日は直前の事業年度の終了日であるため、申請時に既に新しい審査基準日を迎えている場合、従前の審査基準日では審査を受けることはできません。

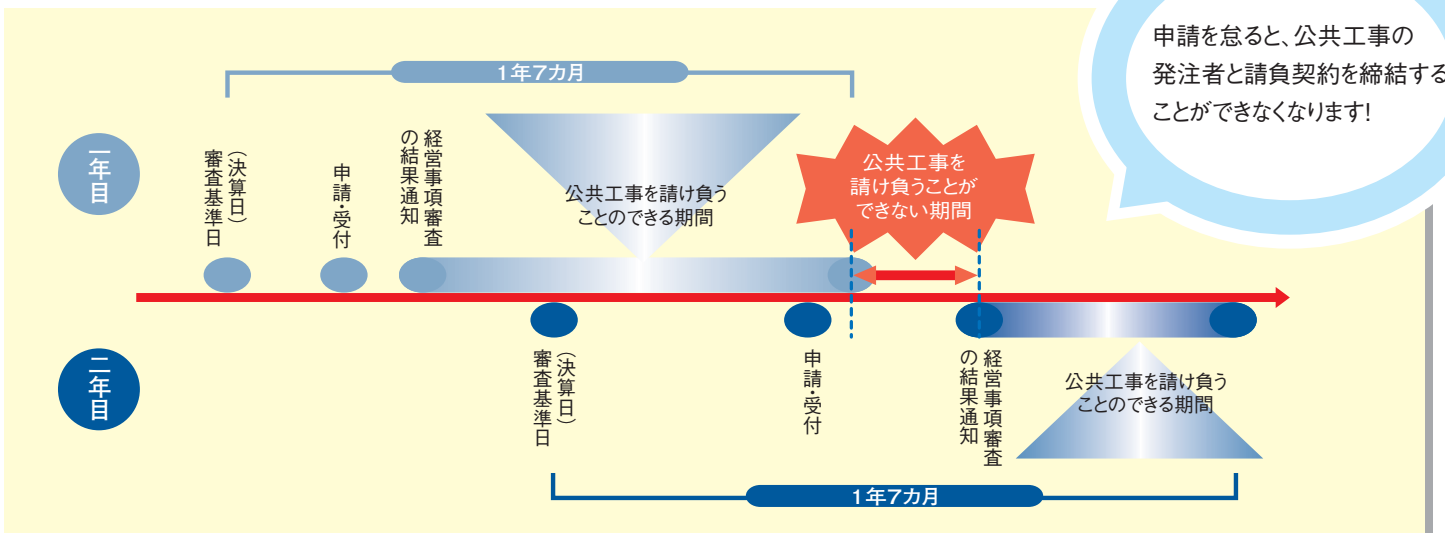
[3] 有効期間

経営事項審査の有効期間は、結果通知書(経営事項審査)を受領した後、その経営事項審査の審査基準日から1年7ヶ月の間です。この「1年7ヶ月」の期間は、審査基準日から起算されるものであり、結果通知書を受け取ってからの期間ではありません。公共工事の受注(発注者と契約を締結すること)には、契約締結日の1年7か月前以降の決算日を基準日とする経営事項審査を受け、その結果通知書の交付を受けていることが必要です。これは、公共工事発注者の入札参加資格の有無とは関係なく、公共工事の受注そのものに対し義務付けられるものです。従って、毎年公共工事を直接請け負おうとする場合は、有効期間が切れ目なく継続するよう、毎年決算後速やかに経営事項審査を受ける必要があります。

●有効期限が切れ目なく継続するケース(通常)



●申請の遅延により、公共工事を請け負うことができない期間が発生するケース



■有効期間を切れ目無く継続するためには・・・

毎年、決算終了後4ヶ月以内を目安に経営事項審査を申請する必要があります(3月決算の会社があれば、7月末日まで)。また、申請するにあたり、事前に建設業許可に係る決算の“変更届出書”の提出を必ず行ってください。

2 経営事項審査の仕組み

経営事項審査は、次に掲げる事項について、数値による評価を行います(建設業法第27条の23第2項)。

1) 経営状況

2) 経営規模等

「経営規模等」って?

「経営状況」(Y)以外の客観的事項を言います。

具体的には、「経営規模」(X)、「技術力」(Z)及び「社会性等」(W)から構成されています。

国土交通大臣又は都道府県知事は、上記2)の「経営規模等」に係る評価(経営規模等評価)の申請をした建設業者から請求があった場合には、上記1)の「経営状況」に関する分析(経営状況分析)の結果に係る数値と経営規模等評価の結果に係る数値を用いて、客観的事項の全体についての評定結果に係る数値を通知しなければならないとされています。この客観的事項全体に係る数値を「総合評定値(P)」と言います。



■ 経営事項審査

$$\text{「経営状況分析」結果(Y)} + \text{「経営規模等評価」結果(X・Z・W)} = \text{「総合評定値」(P)}$$

3 総合評定値(P)の算出方法等

客観的事項全体に係る数値である「総合評定値(P)」の算式、及び各審査項目ごとのウェイト等は、以下のようになっています。

(平成20年4月1日以降)

項目区分		審査項目	最高点	最低点	ウェイト	審査機関
経営規模等	経営規模	X ₁ 完成工事高(業種別)	2,268	390	0.25	許可行政庁
		X ₂ 自己資本額 利払前税引前償却前利益の額	2,280	454	0.15	
	技術力	Z 技術職員数(業種別) 元請完成工事高(業種別)	2,366	450	0.25	
	その他の審査項目 (社会性等)	W 労働福祉の状況 建設業の営業年数 防災活動への貢献の状況 法令遵守の状況 建設業の経理の状況 研究開発の状況	1,750	0	0.15	
経営状況	経営状況	Y 負債抵抗力 〔純支払利息比率 負債回転期間〕 収益性・効率性 〔総資本売上総利益率 売上高経常利益率〕 財務健全性 〔自己資本対固定資産比率 自己資本比率〕 絶対的の力量 〔営業キャッシュ・フロー 利益剰余金〕	1,595	0	0.20	登録経営状況 分析機関

総合評定値(P)は、次の算式により算出します。

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25(X_1) + 0.15(X_2) + 0.20(Y) + 0.25(Z) + 0.15(W)$$

総合評定値(P)の点数

最高点
2,082

最低点
278

※総合評定値(P)の算出にあたっては、別添資料「総合評定値自己計算表」P60をご利用下さい。

Ⅱ. 申請方法等について

1 申請方法

経営事項審査は、「経営規模等」(X・Z・W)と「経営状況」(Y)に分かれていますので、それぞれを受審することとなります(総合評定値(P)は、これらの審査結果を得た後に、許可行政庁に対して請求します)。

このうちの「経営規模等」(X・Z・W)については許可行政庁に対して、「経営状況」(Y)については登録経営状況分析機関に対して、それぞれ申請書等の必要書類を提出して行います。

[1] 経営状況分析(Y)

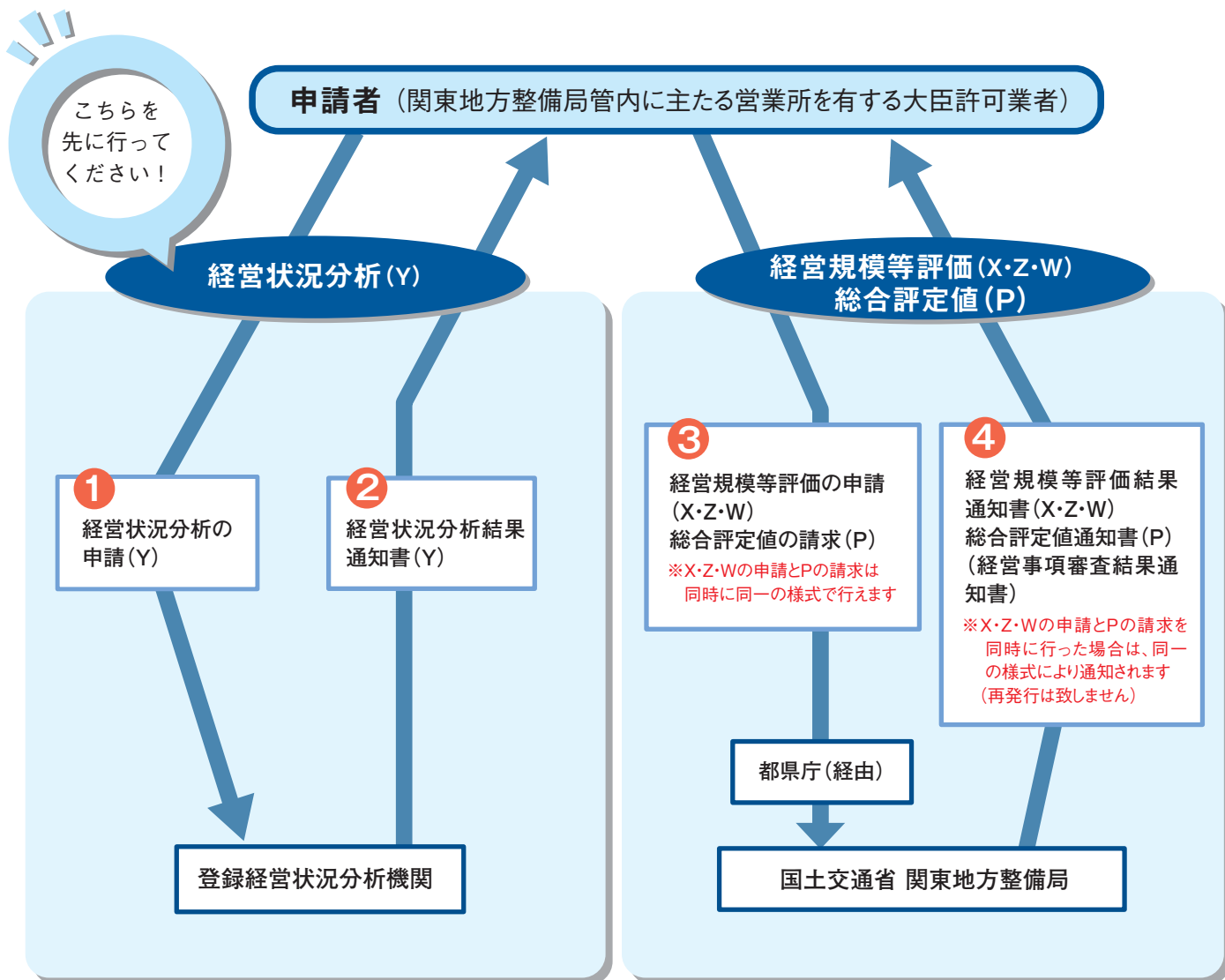
経営事項審査に必要な経営状況分析(Y)については、建設業法の規定に基づき国土交通省の登録を受けた機関(「登録経営状況分析機関」という。)が行うこととなっています。

なお、経営状況の分析の申請の時期及び方法等はそれぞれの登録経営状況分析機関にお問い合わせください。

経営状況分析申請については、**登録経営状況分析機関(P20参照)**に対して行って下さい。

[2] 経営規模等評価(X・Z・W)

関東地方整備局管内9都県(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県)のいずれかに主たる営業所を有する国土交通大臣許可業者の場合は、関東地方整備局長あての「経営規模等評価申請書」、その他の必要書類を揃えて、主たる営業所の所在地を管轄する都県庁(若しくは当該県庁の出先事務所等)へ申請して下さい。



2 提出書類（経営規模等評価申請にあたり）

経営事項審査は、「経営状況分析」と「経営規模等評価」とに分かれていますので、申請にあたってそれぞれを別々に申請しなくてはいけません。

ここでは、国土交通大臣許可業者に係る「経営規模等評価」申請に係る提出書類について説明します。

提出書類は、申請書等、添付書類及び確認書類に大別されます。このうち申請書等と添付書類については建設業法施行規則等において様式が規定されていますが、確認書類については、国土交通大臣又は都道府県知事がそれぞれ審査に必要な書類を公示しています。

[1] 申請書等

- ① **経営規模等評価申請書・総合評定値請求書** 記入例:P8-9
建設業法施行規則別記様式第25号の11 (20001帳票)
- ② **工事種類別完成工事高/工事種類別元請完成工事高** 記入例:P10-11
建設業法施行規則別記様式第25号の11 別紙1 (20002帳票)
- ②-2 **工事種類別完成工事高付表**
国総建第269号(H20.1.31) 経営事項審査の事務取扱いについて(通知) 別記様式第1号
※業種間積み上げを利用し申出する者のみ提出
- ③ **その他の審査項目(社会性等)** 記入例:P13
建設業法施行規則別記様式第25号の11 別紙3 (20004帳票)
- ④ **技術職員名簿** 記入例:P14-15
建設業法施行規則別記様式第25号の11 別紙2 (20005帳票)
- ⑤ **経営状況分析結果通知書(原本)** 記入例:P12
建設業法施行規則別記様式第25号の10
登録経営状況分析機関が発行した“原本”が必要
- ⑥ **委任状(行政書士等による代理申請の場合)** ⑥、⑦の様式については建設業法等によって指定されていません。関東地方整備局ホームページ等より入手して下さい。
- ⑦ **審査手数料印紙貼付書**

申請書等の入手方法

経営事項審査に係る申請書等は、関東地方整備局ウェブサイトからダウンロードできます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/>

『このサイト内を検索』を利用して

経営事項審査

検索

定期的に更新しております。

「積み上げ」を利用している場合は作成してください!

記入例:P12

[2] 添付書類

- ⑧ **工事経歴書(様式第2号)** 記入例:P16~18
建設業法施行規則別記様式第2号
(※建設業法第6条第1項又は第11条第2項(第17条において準用する場合を含む)の規定により、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始日の直前一年間について、工事経歴書を国土交通大臣に提出している者は省略可。)

[3] 確認書類

必要書類…消費税確定申告書の控え及び添付書類の写し並びに消費税納税証明書の写しなど「確認書類一覧表」P39を参照下さい。
※確認書類は、国土交通大臣許可業者と都県知事許可業者とでは必要な書類が異なります。

3 申請にあたっての留意事項

[1] 提出部数

(1) 申請書等

正本:1部

副本:主たる営業所がある各都県によって必要部数が異なります。

- 1部…茨城県、群馬県、東京都
- 2部…栃木県、埼玉県、神奈川県、山梨県、長野県
- 無し…千葉県

(2) 添付書類 1部

(3) 確認書類 1部

※審査中、お問い合わせすることもありますので、提出書類の控えは必ず保管して下さい。

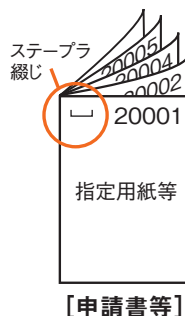
『添付書類・確認書類』については**原則返却致しませんので、原本ではなく必ず写し(コピー等)を提出して下さい。**
確認書類については、経営事項審査結果通知書の発行日翌日から40日を経過した日以後に、関東地方整備局において「溶解処理」致します。

[2] 綴じ方

・申請書等は、左上をステーブラ(ホッチキス)で綴じてください。

但し、⑦は綴じないこと

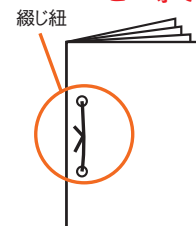
・添付書類・確認書類は、左側(2穴)綴じ紐で綴じてください。



【申請書等】

①～⑦番号順に並べてください!

返却致しませんので、コピー等で!



【添付書類・確認書類】

4 提出先

主たる営業所の所在地を管轄する以下の都県庁(若しくは当該県庁の出先事務所等)へ提出書類を申請して下さい(提出書類は、提出先の都県庁から関東地方整備局へ送達されます)。申請する上で各都県毎にルール(申請日の予約等)がございますので、各都県主管課にご確認下さい。

都県名	主管課	郵便番号	所在地	電話番号	備考
茨城県	土木部監理課建設業グループ	310-8555	水戸市笠原町978番6号	029-301-1111	○
栃木県	県土整備部監理課	320-8501	宇都宮市埴田1の1の20	028-623-2323	○
群馬県	県土整備部監理課	371-8570	前橋市大手町1の1の1	027-223-1111	○
埼玉県	県土整備部建設業課建設業担当	336-8501	さいたま市浦和区高砂3の15の1	048-824-2111	
千葉県	県土整備部建設・不動産業課建設業・契約室	260-8667	千葉市中央区市場町1番1号	043-223-2110	○
東京都	都市整備局市街地建築部建設業課	163-8001	新宿区西新宿2-8-1第2本庁舎	03-5321-1111	
神奈川県	県土整備部建設業課建設業審査班	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-1111	○
山梨県	県土整備部県土整備総務課建設業対策室	400-8501	甲府市丸の内1の6の1	055-237-1111	
長野県	県土整備部建設部建設政策課	380-8570	長野市大字南長野字幅下692の2	026-232-0111	○

※「備考」欄の○印を付けた県は、土木事務所等で提出書類の受付をしている場合を表す。

5 手数料

経営事項審査を受けるにあたっては、「経営状況分析」の申請、「経営規模等評価」の申請、「総合評定値」の請求にそれぞれで手数料がかかります。

手数料の「料金」については、建設業法施行令第27条の14第2項で以下の審査手数料一覧表のとおり定められています。また、手数料の「納付方法」については、**国土交通大臣許可業者は、収入印紙により納めていただくこと**になっています。

経営状況分析申請(Y)

各登録経営状況分析機関が個別に設定していますので、申請を行う先の登録機関にお問い合わせ下さい。

経営規模等評価申請(XZW)

8,100円に審査対象建設業(審査を受けようとする業種)1種類につき2,300円を加算した額。

総合評定値の請求(P)

400円に審査対象建設業(審査を受けようとする業種)1種類につき200円を加算した額。

注意!

- ・収入印紙を貼付する用紙(審査手数料印紙貼付書)は建設業法等によって指定されていません。関東地方整備局ホームページ等より入手して下さい。
- ・収入証紙ではありませんので、間違えないよう気を付けて下さい。
- ・手数料を算出する際は、「プレストレストコンクリート工事」、「法面処理工事」及び「鋼橋上部工事」は審査対象建設業としてカウントしません。

■審査手数料一覧表

審査件数	経営規模等評価(XZW)	総合評定値(P)	手数料	審査件数	経営規模等評価(XZW)	総合評定値(P)	手数料
1業種	10,400	600	11,000	15業種	42,600	3,400	46,000
2業種	12,700	800	13,500	16業種	44,900	3,600	48,500
3業種	15,000	1,000	16,000	17業種	47,200	3,800	51,000
4業種	17,300	1,200	18,500	18業種	49,500	4,000	53,500
5業種	19,600	1,400	21,000	19業種	51,800	4,200	56,000
6業種	21,900	1,600	23,500	20業種	54,100	4,400	58,500
7業種	24,200	1,800	26,000	21業種	56,400	4,600	61,000
8業種	26,500	2,000	28,500	22業種	58,700	4,800	63,500
9業種	28,800	2,200	31,000	23業種	61,000	5,000	66,000
10業種	31,100	2,400	33,500	24業種	63,300	5,200	68,500
11業種	33,400	2,600	36,000	25業種	65,600	5,400	71,000
12業種	35,700	2,800	38,500	26業種	67,900	5,600	73,500
13業種	38,000	3,000	41,000	27業種	70,200	5,800	76,000
14業種	40,300	3,200	43,500	28業種	72,500	6,000	78,500

Ⅲ. 申請書等の作成方法について

1 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 建設業法施行規則別記様式第25号の11(20001帳票) 【記入例】

記載要領:P25~27

様式第二十五号の十一 (第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係)

(用紙A4)
20001

通常の申請時はこちらを消す

再審査の場合はこちらを消す

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

平成 21年 7月 31日

総合評定値(P)の請求をしないときは、こちらを消す

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の26第1項の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は2段書き (例) (登記上) … (事実上) …

不要なものを消す

関東地方整備局長
北海道庁長官
国土交通大臣
建設大臣

申請者
埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
関東技術建設株式会社
代表取締役 関東一郎

法人の場合は、登録している代表者印

記入しない

行政庁側記入欄

申請年月日	平成 00年 00月 00日	請求年月日	平成 00年 00月 00日	土木事務所コード	整理番号
-------	----------------	-------	----------------	----------	------

右詰めで記入し、左余白は0で埋める

申請時許可番号

大臣知事コード	国土交通大臣知事許可(特)	第 00000000号	平成 00年 00月 00日
---------	---------------	-------------	----------------

複数の許可年月日を有する場合は、申請時点で有効な最も古い許可年月日を記入

前回の申請時許可番号

大臣知事コード	国土交通大臣知事許可(特)	第 00000000号	平成 00年 00月 00日
---------	---------------	-------------	----------------

申請時の許可番号が前回申請時のものと異なる場合にのみ記入

審査基準日

平成 21年 03月 31日

原則、直前の事業年度の終了日を記入する

申請等の区分

051

申請等の区分コード表(P25)参照

処理の区分

0600

左側:処理区分コード表(P25)参照
右側:処理区分コード別表2(P27)参照
(右側は該当する場合のみ記入)

資本金額又は出資総額

50000	(千円)	法人又は個人の別	1 (1.法人)
-------	------	----------	----------

申請者が法人の場合のみ記入
株式会社は資本金額を、それ以外の法人は出資総額を記入(経営状況分析(Y)を連結決算で受けている場合においても、このカラムは単独決算の数値を記入)

商号又は名称のフリガナ

カントウギジュツケンセツ

カタカナで記入し、濁音、半濁音を表す文字は「ギ」「ジ」のように1文字で記入

商号又は名称

関東技術建設(株)

法人の種類(株)などのフリガナは記入しない
カッコは1文字として記入
姓と名の間は1カラム空けて記入

代表者又は個人の名のフリガナ

カントウイチロウ

代表者又は個人の名

関東一郎

主たる営業所の所在地

11105

「全国地方公共団体コード」(総務省編)により該当コードを記入

【項番12】によって表される市区町村名に続くところから記入

主たる営業所の所在地

13 新都心2-1

丁目・番・号は「-」ハイフンで継ぐ

郵便番号

14 330-9724	電話番号	048-601-3151
-------------	------	--------------

局番との間は「-」ハイフンで継ぎ
左詰めで記入

許可を受けている建設業

15 21111111111111111111

許可を受けている建設業の中から、審査を希望する業種のみ「9」を記入

経営規模等評価対象建設業

16 99999999999999999999

申請時に有している建設業許可について

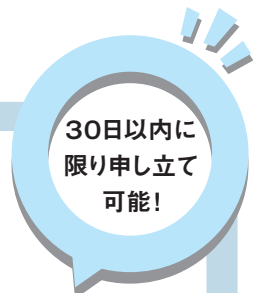
- ・特定建設業:「2」を記入 ※審査基準日時点で受けている許可の状況を記入するものではありません
- ・一般建設業:「1」を記入



■再審査の申立について...

行政(審査)庁側の誤り等により、経営事項審査結果通知書の内容が、申請内容と異なる場合、**結果通知書を受けた日から30日以内に限り、再審査を申し立てる**ことができます(登録経営状況分析機関が行った経営状況分析を含まず)。ただし、申請者の記入漏れや記入誤り又は申請時の確認書類不足による内容認否等、「**申請者の責任に帰する案件**」については、**再審査申し立ての対象とはなりません**。

※申請時には書類の記載事項等十分確認してから提出してください。



基準決算を選択:審査基準日の純資産合計(貸借対照表(様式第15号))を記入
2期平均を選択:審査基準日の純資産合計と直前の審査基準日の純資産合計の
平均値を記入
(経営状況分析(Y)を連結決算で受けている場合においても、このカラムは単独
決算の数値を記入)

自己資本額の審査対象について「2期平均」を選択した場合のみ記入
(経営状況分析(Y)を連結決算で受けている場合においても、このカラム
は単独決算の数値を記入)

申請者 関東技術建設株式会社

審査対象

自己資本額 項番 1 7 3 5 10 2 2 0 0 8 (千円) 2 (1. 基準決算) (2. 2期平均)

基準決算 2 1 5 8 6 (千円)

直前の審査基準日 2 2 4 3 1 (千円)

利益額 (2期平均) 項番 1 8 3 5 10 1 2 0 1 2 (千円) 利益額(利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

決算期が12ヶ月に満たない場合等の「利益額」は
完成工事高と同じ方法で「換算」して算出
(P28参照)

右の4つの数値を合計して、算出した値を2で割った値を
【項番18】へ記入
[この例の場合(8,871+1,187+11,986+1,981)
÷2=12,012.5となり、「12,012」と記入]
※2期平均以外は選べません

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度
営業利益 8 8 7 1 (千円)	営業利益 1 1 9 8 6 (千円)
減価償却 実施額 1 1 8 7 (千円)	減価償却 実施額 1 1 9 8 1 (千円)

営業利益は損益計算書(様式第16号)の科目“営業利益”から記入
減価償却実施額は法人税申告書別表16(1)、(2)等から記入
(経営状況分析(Y)を連結決算で受けている場合においても、このカラムは
単独決算の数値を記入)

技術職員数 項番 1 9 3 5 1 0 (人)

登録経営状況
分析機関番号 2 0 0 0 0 9 9

経営状況分析を受けた機関の名称
〇〇〇〇経営状況分析機関

「別紙2技術職員名簿」に記載された
技術職員の総数を記入
技術職員名簿の人数と一致

経営状況分析(Y)に記載されている登録経営状況
分析機関の登録番号、名称を記入

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	平成 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

金額を記入する場合の注意事項

- ・千円単位(千円未満の端数切り捨て)で右詰めで記入し、空位のカラムは空白とすること
- ・マイナスは「-」を記入「△」等とはしないこと
- ・会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる
但し、各カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること

この申請内容に係る質問等に対応できる者の所属・氏名・
電話・FAX番号を記入

連絡先

所属等 営業第1課 氏名 関東 次郎 電話番号 048-601-3151

ファックス番号 048-600-1921



各カラムに金額・数値等記入した根拠については、全て確認書類の提出を求めています。
確認書類一覧P39をご参照下さい。

■項番17 自己資本額

申請者の判断により基準決算又は2期平均を選択できます。

■項番18 利益額

一部の登録経営状況分析機関においては、経営状況分析(Y)において、「参考値」という項目で、営業利益及び減価償却実施額の数値【2カ年分】を記載しておりますのでご参考にして下さい。

なお、「参考値」は、単独決算の会社のみ記載されます。連結決算の場合は表示されません。

2 別紙1 工事種別別完成工事高/元請完成工事高

建設業法施行規則別記様式 第25号の11 別紙1(2002帳票) 【記入例】

記載要領:P29~32

「【項番16】経審を受審する業種」と一致(審査対象業種を全て記入)
下表の「業種コード表」参照

工事種別別完成工事高
工事種別別元請完成工事高

(用紙A4)
20002

申請者 関東技術建設株式会社

計算基準の区分「3年平均」を選択した場合のみ記入

項番 31	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び 前々審査対象事業年度 前18年04月 至 20年03月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 19年04月~20年03月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 18年04月~19年03月	審査対象事業年度 前20年04月 至 21年03月 計算基準の区分 2 (1.2年平均) 2.3年平均		
業種コード 32010	完成工事高(千円) 217462	元請完成工事高(千円) 217462	完成工事高(千円) 198005	元請完成工事高(千円) 198005
工事の種類 土木一式工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 211,800 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 223,124	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 211,800 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 223,124	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0
業種コード 32011	完成工事高(千円) 0	元請完成工事高(千円) 0	完成工事高(千円) 0	元請完成工事高(千円) 0
工事の種類 プレストコンクリート工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0
業種コード 32050	完成工事高(千円) 13087	元請完成工事高(千円) 3837	完成工事高(千円) 8353	元請完成工事高(千円) 1355
工事の種類 とび・土工・コンクリート工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 13,053 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 13,122	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 3,736 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 3,939	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0
業種コード 32051	完成工事高(千円) 3700	元請完成工事高(千円) 2600	完成工事高(千円) 0	元請完成工事高(千円) 0
工事の種類 とび・土工・コンクリート工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 5,200 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 2,200	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 3,600 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 1,600	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0
工事の種類 法面処理工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0
業種コード 33	完成工事高(千円) 0	元請完成工事高(千円) 0	完成工事高(千円) 0	元請完成工事高(千円) 0
工事の種類 その他	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0
業種コード 33	完成工事高(千円) 0	元請完成工事高(千円) 0	完成工事高(千円) 0	元請完成工事高(千円) 0
工事の種類 その他	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0
業種コード 34	完成工事高(千円) 0	元請完成工事高(千円) 0	完成工事高(千円) 0	元請完成工事高(千円) 0
工事の種類 合計	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0

計算基準の区分「3年平均」を選択した場合は、完成工事高計算表及び元請完成工事高計算表それぞれの合計を2で割った値を各カラムに記入(千円未満の端数切り捨て)

計算基準の区分「3年平均」を選択した場合や決算期等を変更した場合は記入
なお、決算期が12ヶ月に満たない場合等の記載方法はP31,32参照

業種コード表

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストコンクリート工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	ぼ装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	—	—
090	管工事	190	内装仕上工事	—	—

次の3業種を受審する場合は当該業種の次の業種コード欄に必ず内訳業種を記入(工事実績が無い場合は「0」を記入)

申請業種(業種コード)	内訳業種(業種コード)
土木一式工事(010)	プレストコンクリート工事(011)
とび・土工・コンクリート工事(050)	法面処理工事(051)
鋼構造物工事(110)	鋼橋上部工事(111)

【項番33】その他、【項番34】合計は、この様式を2枚以上使用する場合この様式の最終ページに記入

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例の有無を記入(2枚目以降も記入すること)



■ 工事の定義は建設業法により行います(建設業法第二条)

この法律において、「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず建設工事の完成を請け負う営業をいいます。
例えば、除草(剪定)、業務、調査、点検、部品の交換、物品の販売等は「建設工事の完成を請け負う営業」の定義からはずれるため、完成工事高に原則計上できません。

計上された場合、売り上げを完成工事高から除き、兼業売上高への訂正が必要になり、経営状況分析、決算変更届等の「やり直し」になりますのでご注意ください。

建設業法による建設工事の業種区分はP22,23をご参照下さい。

別紙一

(用紙A4)
20002

工事種別別完成工事高
工事種別別元請完成工事高

2枚目以降は記入しない

申請者 **関東技術建設株式会社**

項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度										審査対象事業年度									
	自〇〇年〇〇月〇〇日					至〇〇年〇〇月〇〇日					自〇〇年〇〇月〇〇日					至〇〇年〇〇月〇〇日				
31	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 年 月 ~ 年 月										審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年 月 ~ 年 月									
	完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)									
32	11000000					00000000					00000000					00000000				
	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表									
鋼橋造物 工事	0					0					0					0				
鋼橋上部 工事	0					0					0					0				
塗装 工事	11600					9500					8650					9500				
機械器具設置 工事	5000					3200					5000					3200				
その他 工事	11217					11819					0					0				
34	256717					234474					223484					204514				

1枚に書ききれず、2枚以上にわたる場合「その他」及び「合計」は、この様式の最終ページに記入

審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入
完成工事高等無い場合には、必ず「0」を記入
(兼業売上高は計上不可)

内訳の工事であるプレストレストコンクリート工事、法面処理工事、鋼橋上部工事の完成工事高については重複するため合計には含まない

【項番32】及び【項番33】のカラムに記入した完成工事高の合計を記入
(単純な「足し算」の計)
合計欄の数値は、「様式第16号 損益計算書の完成工事高」と一致

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例の有無を記入



■金額は確認書類「直前3年の各事業年度における施工金額」の数値と一致
各カラムの記入数値の根拠は、確認書類の「様式第3号 直前3年の各事業年度における施工金額」に計上した値です。
合計欄の数値は、「様式第3号 直前3年の各事業年度における施工金額合計」、「様式第16号 損益計算書の完成工事高」と一致するよう調整下さい。

[1] 完成工事高及び元請完成工事高の業種間積み上げ(加算)について

審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業(以下「一式工事業」という)である場合許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業(審査対象建設業として申出をしている建設業を除く)に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。

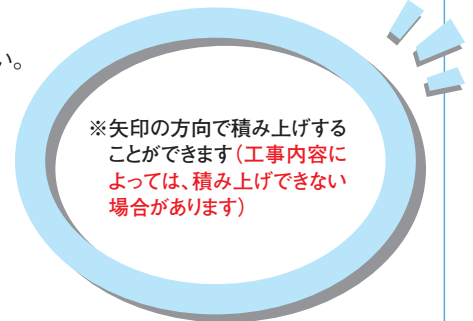
これを「業種間積み上げ」と呼んでいます。

振替元、振替先の業種には、申請時に建設業の許可が必要です。

業種間積み上げを利用する場合、工事種類別完成工事高付表 別記様式第1号を必ず作成して下さい。

一式工事業における一般的な事例

振替先の一式工事	←	振替元の専門工事業
土木一式工事	←	とび・土工・コンクリート、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、ほ装、しゅんせつ、水道施設 など
建築一式工事	←	大工、左官、とび・土工・コンクリート、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、建具 など



審査対象建設業が一式工事業以外の建設業である場合においては、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業(審査対象建設業として申出をしている建設業を除く)に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の性質に応じて当該一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含めることができます。

専門工事業における一般的な事例

電気	↔	電気通信
管	↔	熱絶縁、水道施設
とび・土工・コンクリート	↔	石、造園

【記入例】 工事種類別完成工事高付表 別記様式第1号

工事種類別完成工事高付表	
経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の完成工事高(積み上げ後)	左に含める完成工事高
(審査対象事業年度)	
平成20年4月～平成21年3月	
土木一式工事 15,000千円	土木一式工事 10,000千円
うち元請 11,000千円	うち元請 10,000千円
	とび・土工・コンクリート工事 5,000千円
	うち元請 1,000千円
(前審査対象事業年度)	
平成19年4月～平成20年3月	
土木一式工事 12,000千円	土木一式工事 12,000千円
うち元請 12,000千円	うち元請 12,000千円
	とび・土工・コンクリート工事 0千円
	うち元請 0千円
(前々審査対象事業年度)	
平成18年4月～平成19年3月	
土木一式工事 13,000千円	土木一式工事 9,000千円
うち元請 9,000千円	うち元請 9,000千円
	とび・土工・コンクリート工事 4,000千円
	うち元請 0千円



■「業種間積み上げ」を行った業種(振替元)については、経営事項審査を受けることができません。

振替元の業種に係る公共工事にも「元請」としては、参加することはできませんのでご注意下さい。

また、公共工事の発注者の中には、積み上げ先の業種で経営事項審査を受けたとみなさないことがあり、公共工事の入札に参加できないことがありますので、各発注者に経営事項審査の完成工事高の業種間積み上げを認めているか否かを必ず確認して下さい。

3 別紙3 その他の審査項目(社会性等) 建設業法施行規則別記様式第25号の11 別紙3(2004帳票) 【記入例】

記載要領:P33

確認書類の作成について (P40~44 参照)

(別紙A4)
200004

その他の審査項目 (社会性等)

申請者 関東技術建設株式会社

労働福祉の状況

雇用保険加入の有無	41	1	(1.有、2.無、3.適用除外)
健康保険及び厚生年金保険加入の有無	42	1	(1.有、2.無、3.適用除外)
建設業退職金共済制度加入の有無	43	1	(1.有、2.無)
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	44	1	(1.有、2.無)
法定外労働災害補償制度加入の有無	45	1	(1.有、2.無)

退職一時金制度若しくは企業年金制度のどちらか一方でも導入している場合「1」と記入

【項番41】～【項番49】(【項番46】を除く)については、該当がある場合は「1」を、該当がない場合は「2」を記入

建設業の営業年数

営業年数	46	14	(年)
初めて許可(登録)を受けた年月日	平成 5年 9月 1日	休業等期間	1年 2ヵ月
備考(組織変更等)			

初めて許可(登録)を受けた日から審査基準日までの期間(休業等の期間除く)を記入(年未満の端数は切り捨て)

組織変更、営業譲渡、合併等の内容を記載

休業期間、廃業期間、許可切れ期間を記入

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無	47	1	(1.有、2.無)
法令遵守の状況	48	2	(1.有、2.無)
指示処分の有無	49	1	(1.有、2.無)

建設業法第28条に基づく「営業停止処分」及び「指示処分」の有無について記入
「行政指導(勧告等)」及び発注者が行う「指名停止等措置」は該当しない(審査基準日直前1年間の状況について記入)

「監査の受審状況」について以下の区分により記入(審査基準日時時点)
「1」…会計監査人の設置を行っている場合(監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合に加点)
「2」…会計参与の設置を行っている場合(会計参与報告書が作成されている場合に加点)
「3」…【項番51】に記入した者のいずれかが「経理処理の適正を確認した旨の書類」(P45参照)に自らの署名を付したものを提出している場合に加点

建設業の経理の状況

監査の受審状況	50	1	(1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無)
公認会計士等の数	51	1	(人)
二級登録経理試験合格者の数	52	3	(人)

公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに1級登録経理試験合格者と平成17年度までの1級建設業経理事務士が対象(常勤の職員に限る)

右詰めで記入し、余白については空白

2級登録経理試験合格者と平成17年度までの2級建設業経理事務士が対象(常勤の職員に限る)

研究開発の状況

研究開発費(2期平均)	53	573501	(千円)
審査対象事業年度	628000	519003	(千円)

【項番50】で「1.会計監査人設置会社」を選んだ会社以外は「0」と記入

決算期が12ヶ月に満たない場合等の「研究開発費」は完成工事高と同じ方法で換算して算出(P31,32参照)



■社会性等(W)について…

労働福祉の状況、防災活動への貢献や営業年数などの信頼性や地域への貢献について、差が付きやすいよう評価幅を拡大しております。特に雇用保険・健康保険及び厚生年金保険に未加入だった業者の場合、加入業者に比べW点で600点(P点では90点)のマイナスになります。

4 別紙2 技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第25号の11 別紙2(2005帳票) **【記入例】**

記載要領:P34~37

別紙二			技術職員名簿										(用紙A4)	
技術職員として申請する業種を必ず記入 (審査対象建設業以外の業種は記入不可)			申請者 関東技術建設株式会社										右詰で記入 空位のコラムは「0」で埋めること	
通番	氏名	生年月日	業種コード	有資格区分	格別申請	業種コード	有資格区分	格別申請	業種コード	有資格区分	格別申請	格別申請	格別申請	
1	関東 太郎	S30.4.29	6 2	0 1	1 1	1 3	1 0	5 1	1 1	3 1	23456789			
2	東京 二郎	S37.5.3	6 2	1 1	1 1	1 3	2 1	7 1	1 1	3 2				
3	神奈川 三郎	S45.2.11	6 2	0 1	1 4	1 1	1 7	1 8	8 2	67891234				
4	千葉 四郎	S47.7.20	6 2	0 1	2 1	4 2	2 2	0 0	0 2	2 2				
5	埼玉 五郎	S40.12.23	6 2	0 1	0 0	1 2	1 7	0 0	1 2					
6	茨城 六郎	S30.1.1	6 2	0 1	0 0	1 2	2 0	0 0	2 2					
7	栃木 一子	S51.3.19	6 2	0 1	0 0	3 2	2 0	1 4	5 1	98765432				
8	群馬 二子	S47.8.29	6 2	0 1	2 1	4 2	1 3	2 1	4 2					
9	山梨 三子	S53.4.2	6 2	2 0	0 2	2 2								
10	長野 四子	S54.11.17	6 2	0 1	0 0	1 2								
11			6 2											
12			6 2											
13			6 2											
14			6 2											
15			6 2											
16			6 2											
17	業種コード表													
18	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード										
19	土木工事業	01	板金工事業	15										
20	建築工事業	02	ガラス工事業	16										
21	大工工事業	03	塗装工事業	17										
22	左官工事業	04	防水工事業	18										
23	とび・土工事業	05	内装仕上工事業	19										
24	石工事業	06	機械器具設置工事業	20										
25	屋根工事業	07	熱絶縁工事業	21										
26	電気工事業	08	電気通信工事業	22										
27	管工事業	09	造園工事業	23										
28	タイル・れんが・ブロック工事業	10	さく井工事業	24										
29	鋼構造物工事業	11	建具工事業	25										
30	鉄筋工事業	12	水道施設工事業	26										
	ほ装工事業	13	消防施設工事業	27										
	しゅんせつ工事業	14	清掃施設工事業	28										
					6 2									

技術職員名簿が複数枚になる場合でも「通番」1~30は変更しない

監理技術者資格者証の交付を受けている場合は、その番号を記入

1つの資格から2業種を選択する場合であっても、有資格区分コードは両方記入

申請する業種について、次の①から③すべての要件を満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入(空欄はありません)

- ① 法第15条第2号イに該当する者(一級国家資格者相当)であること
- ② 監理技術者資格者証の交付を受けていること
- ③ 法第26条の4から6の規定による講習(監理技術者講習)を、審査基準日からさかのぼって5年以内に受講していること

主な有資格区分コードについてはP35~37参照
有資格区分コード「001」及び「002」を計上した場合は「001及び002資格の技術職員名簿一覧表」を別途作成(P15参照)

1人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は2業種まで

(2業種の考え方)
・1 資格から2業種選択でも可能
例:土木施工管理技士→土木・とび
この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に記入

・2 資格から1業種ずつ選択でも可能
例:土木施工管理技士・建築施工管理技士
→土木・建築



■技術者評価について...

- ・1人の技術職員として申請できる業種は2業種までです。ただし、重複評価が制限されるのは、「経営事項審査に係る評価」であり、建設業法に基づいて現場に設置しなければならない監理技術者等については、従来通り1人の技術者が複数の資格をもっていれば、複数の業種で監理技術者等になります。
- ・現行の1級技術者が監理技術者資格者証を保有しており、監理技術者講習修了証を保有している場合に6点の評価となります。なお、現行の2級技術者及びその他の技術者が監理技術者講習修了証を保有していても1点の加点評価にはなりません。

[1] 001及び002資格の技術職員名簿一覧表

技術職員名簿に001及び002資格を記載した場合、作成が必要となります。

経営事項審査 001 及び 002 資格の技術職員名簿一覧表

許可番号:00-34567

会社名 : 関東技術建設株式会社

審査基準日 : 平成 21 年 3 月 31 日

法人の場合は、登録している代表者印

証明者 関東 一郎 (印)

この「001及び002の技術職員名簿一覧表」の記載事項は、事実に相違ありません。

頁	通番	氏名	生年月日	学校名及び学科名	卒業年月	業種コード	有資格区分コード	経年数	業種コード	有資格区分コード	経年数	備考
1	4	千葉 四郎	S47.7.20	〇〇専門学校機械システム科	H05.03	2 0	0 0 2	13				
1	5	埼玉 五郎	S40.12.23	〇〇高等専門学校土木工学科	S61.03	0 1	0 0 1	6	1 7	0 0 1	13	
1	6	茨城 六郎	S30.1.1	〇〇大学工学部地質工学科	S52.09	0 1	0 0 1	14	2 0	0 0 2	11	
1	9	山梨 三子	S53.4.2	〇〇高校普通科	H09.03	2 0	0 0 2	11				
1	10	長野 四子	S54.11.17	〇〇大学大学院農業土木研究科	H16.03	0 1	0 0 1	4				

この一覧表は、上記内容が盛り込まれていれば任意に作成されても構いません。但し、技術職員名簿順に作成をお願いします。

生年月日、卒業年月
大正→T、昭和→S、平成→H

業種コード、有資格区分コード、通算年数で一つのみ選択した場合は左側に括弧で記載して下さい。また、【項番16】で選択していない業種は記載しないで下さい。

- (1)有資格区分コード001:建設業法第7条第2号イ該当
学校教育法による所定学科を修めて高校又は高等専門学校・短大・大学を卒業後、高校5年以上、高等専門学校・短大・大学3年以上(大学は短期大学を含む)
評価を受けようとする建設業に関する**実務の経験**をしている者(各種学校の専門学校は該当しません)。
- (2)有資格区分コード002:建設業法第7条第2号ロ該当
学歴に関係なく10年以上
評価を受けようとする建設業に関する**実務の経験**をしている者



■実務の経験とは・・・

28種類の建設工事のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する**技術上の経験**をいいます。したがって、建設工事の施工を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験はもちろんのこと、これらの技術を修得するためにした**見習中の技術的経験**も含まれます。

また、この実務の経験は請負人の立場における経験に限られませんから、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督としての経験もこれに含まれますが、**工事現場の単なる雑務や事務に関する経験は含まれません。**

※必要に応じて、卒業証明書及び実務経験証明書(建設業法施行規則別記様式第9号)等を追加で求める場合があります。

5 添付書類 工事経歴書の作成について

建設業法施行規則別記様式第2号

工事経歴書

記載要領:P38

『工事経歴書』は、建設業許可の申請を行う際の添付書類として、申請書とあわせて提出（「更新」と「許可換え新規」の場合は、省略することができます）することとされており、許可取得後においても、毎営業年度終了後4ヶ月以内に、財務諸表等と併せて提出（変更届出書）することとされています。また、経営事項審査に係る経営規模等評価を申請する際にも、添付書類として『工事経歴書』を提出することとされています。

工事経歴書の提出が必要となる時

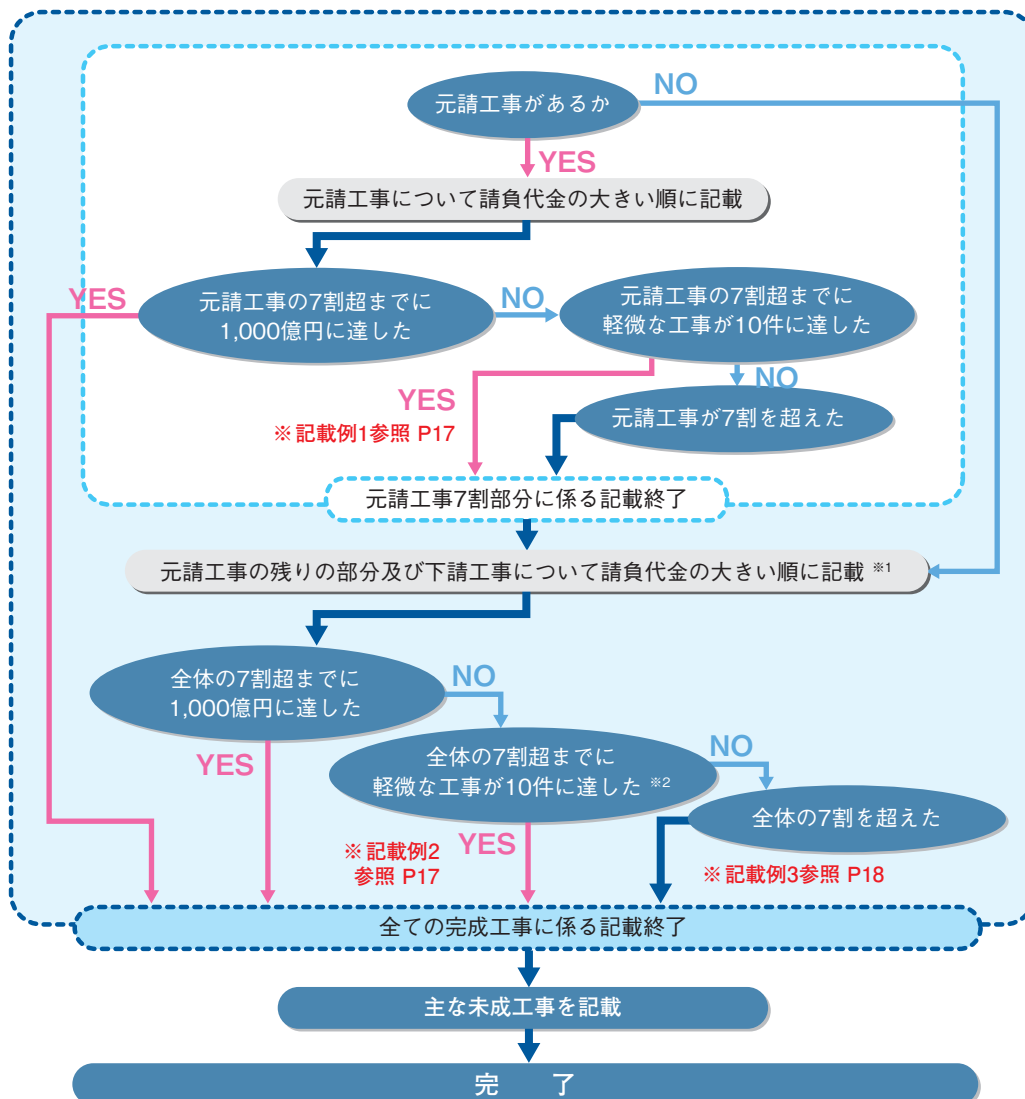
- ・建設業許可の申請を行うとき
- ・許可取得後、毎営業年度終了後における届出（変更届出書）を行うとき
- ・経営事項審査申請を行うとき

*毎営業年度終了後に提出（変更届出書）する『工事経歴書』を作成・提出していれば、経営事項審査申請の際の『工事経歴書』の提出は省略することができます。

第5 工事経歴書を作成する際の注意事項

工事経歴書（様式第2号）の記載フロー

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
- ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない
- ③さらに②に続けて主な未成工事について記載



※1 元請工事が無い場合は、下請工事のみ記載

※2 元請7割分に記載した軽微な工事と合わせた件数で判断。元請工事に軽微な工事が無い場合は、下請工事のみで判断

*** 記載例 1 工事経歴書記載例 (元請工事で軽微な工事が10件に達した場合)**

様式第二号 (第二条、第十九条の八関係)

(用紙A4)

工事経歴書

(建設工事の種類) **とび・土工・コンクリート** 工事 (税込・**税抜**)

①元請工事の7割部分に係る完成工事

②下請工事に係る完成工事

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額 (うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部)	工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所は印を記載) 主任技術者 監理技術者		着工年月	完成又は完成予定年月
A	国土建設	元請	高橋邸木造住宅解体工事	埼玉県さいたま市	東京一郎	レ	9,000千円	平成20年12月	平成21年1月
B	北海道開発	"	矢切邸車止め設置工事	千葉県松戸市	愛知太郎	レ	4,500千円	平成21年2月	平成21年3月
C	東北土木	"	大泉宅敷地盛土及び基礎工事	東京都練馬区	一宮二郎	レ	3,200千円	平成20年3月	平成21年4月
D	関東建設	"	川口宅敷地盛土及び基礎工事	埼玉県川口市	津島一平	レ	2,500千円	平成20年5月	平成21年5月
E	北陸産業	"	市川ビル新築工事の内 外構工事	千葉県市川市	半田五郎	レ	2,000千円	平成20年1月	平成21年1月
F	中部塗装	"	三郷アパート改築工事の内 足場仮設工事	埼玉県三郷市	岡崎三男	レ	1,900千円	平成19年10月	平成20年11月
G	近畿組	"	用賀ビル新築工事の内 くい打工事	東京都世田谷区	豊田一郎	レ	1,800千円	平成19年9月	平成20年9月
H	中国建築	"	美女木邸玄関コンクリート 工事	埼玉県戸田市	名古屋三郎	レ	1,700千円	平成19年2月	平成21年3月
I	四国道路	"	一般国道298号線道路新設工事	千葉県松戸市	愛知太郎	レ	1,600千円	平成19年4月	平成20年4月
J	九州工業	"	一般国道357号線道路改良工 事の内カッター工事	埼玉県久喜市	岡崎三男	レ	1,500千円	平成19年12月	平成20年12月
K	沖縄機械	"	吉祥寺邸新築工事の内 基礎工事	東京都武蔵野市	豊田一郎	レ	1,000千円	平成19年4月	平成20年5月
L	国交太郎	下請	B~Kの件数≤10件	東京都中央区	岡崎三男	レ	1.軽微な工事について10件を超える部分は記載不要	12月	平成21年2月
M	建設次郎	"	県道123号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	レ	7,000千円		

2.記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A~K)

小計	13件	45,700千円	うち元請工事 30,700千円
合計	52件	65,000千円	うち元請工事 50,000千円

軽微な工事

ページごとの完成工事高の合計額(A~M)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

*** 記載例 2 工事経歴書記載例 (全体で軽微な工事が10件に達した場合)**

様式第二号 (第二条、第十九条の八関係)

(用紙A4)

工事経歴書

(建設工事の種類) **とび・土工・コンクリート** 工事 (税込・**税抜**)

①元請工事の7割部分に係る完成工事

②①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額 (うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部)	工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所は印を記載) 主任技術者 監理技術者		着工年月	完成又は完成予定年月
A	国土建設	元請	高橋邸木造住宅解体工事	埼玉県さいたま市	東京一郎	レ	10,000千円	平成20年12月	平成21年1月
B	北海道開発	元請	矢切邸車止め設置工事	千葉県松戸市	愛知太郎	レ	4,500千円	平成21年2月	平成21年3月
C	東北土木	"	大泉宅敷地盛土及び基礎工事	東京都練馬区	一宮二郎	レ	3,200千円	平成20年3月	平成21年4月
D	関東建設	下請	川口宅敷地盛土及び基礎工事	埼玉県川口市	津島一平	レ	1.元請工事に係る完成工事の合計額の7割超まで記載 000千円	平成20年5月	平成21年5月
E	北陸産業	"	市川ビル新築工事の内 外構工事	千葉県市川市	半田五郎	レ	5,500千円	平成20年1月	平成21年1月
F	中部塗装	"	三郷アパート改築工事の内 足場仮設工事	埼玉県三郷市	岡崎三男	レ	2,500千円	平成19年10月	平成20年11月
G	近畿組	"	用賀ビル新築工事の内 くい打工事	東京都世田谷区	豊田一郎	レ	2,000千円	平成19年9月	平成20年9月
H	中国建築	"	美女木邸玄関コンクリート 工事	埼玉県戸田市	名古屋三郎	レ	1,900千円	平成19年2月	平成21年3月
I	四国道路	"	一般国道298号線道路新設工事	千葉県松戸市	愛知太郎	レ	1,800千円	平成19年4月	平成20年4月
J	九州工業	元請	一般国道357号線道路改良工 事の内カッター工事	埼玉県久喜市	岡崎三男	レ	1,700千円	平成19年12月	平成20年12月
K	沖縄機械	下請	吉祥寺邸新築工事の内 基礎工事	東京都武蔵野市	豊田一郎	レ	1,600千円	平成19年4月	平成20年5月
L	国交太郎	"	県道758号線道路側溝工事	東京都中央区	岡崎三男	レ	1,500千円	平成19年5月	平成20年5月
M	建設次郎	"	県道123号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	レ	1,000千円		

B・C+F~Mの件数≤10件

2.軽微な工事が10件に達したため記載終了

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A~C+J)

小計	13件	45,200千円	うち元請工事 19,400千円
合計	52件	70,000千円	うち元請工事 25,000千円

軽微な工事

ページごとの完成工事高の合計額(A~M)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

*** 記載例 3 工事経歴書記載例 (全ての完成工事高の合計額7割に達した場合)**

様式第二号 (第二条、第十九条の八関係)

(用紙A4)

工事経歴書

(建設工事の種類) **とび・土工・コンクリート** 工事 (税込・**税抜**)

① 元請工事の7割部分に係る完成工事

② ①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額 うち、 PC ・法面処理 ・鋼橋上部	工期			
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所には印を記載) 主任技術者 監理技術者		着工年月	完成又は完成予定年月		
A	国土建設	元請	JV 高橋邸木造住宅解体工事	埼玉県さいたま市	東京一郎		レ	100,000千円	千円	平成20年12月	平成21年1月
B	北海道開発	"	JV 矢切邸車止め設置工事	東京都千代田区	愛知太郎		レ	60,000千円	千円	平成21年2月	平成21年3月
C	東北土木	"	大泉宅敷地盛土及び基礎工事	東京都練馬区	一宮二郎		レ	3,200千円	千円	平成20年3月	平成21年4月
D	関東建設	下請	川口宅敷地盛土及び基礎工事	1.元請工事に係る完成工事の合計額の7割超まで記載				8,000千円	千円	平成20年5月	平成21年5月
E	北陸産業	"	市川ビル新築工事の内 外構工事	千葉県市川市	半田五郎		レ	7,500千円	千円	平成20年1月	平成21年1月
F	中部塗装	"	三郷アパート改築工事の内 足場仮設工事	埼玉県三郷市	岡崎三男		レ	6,300千円	千円	平成19年10月	平成20年11月
G	近畿組	"	用賀ビル新築工事の内 くい打工事	東京都世田谷区	豊田一郎		レ	5,100千円	千円	平成19年9月	平成20年9月
H	中国建築	"	美女木邸玄関コンクリート 工事	埼玉県戸田市	名古屋三郎		レ	2,000千円	千円	平成19年2月	平成21年3月
I	四国道路	"	一般国道298号線道路新設 工事	千葉県松戸市	愛知太郎		レ	1,800千円	千円	平成19年4月	平成20年4月
2.記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了										平成 年 月	
A~Cの合計額 ≥ Yの7割										平成 年 月	
A~Iの合計額 ≥ Xの7割										平成 年 月	
ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額 (A+B+C)										千円	
								小計	9 件	193,900千円	うち 元請工事 163,200千円
								合計	52 件	270,000千円	うち 元請工事 233,000千円

軽微な工事

ページごとの完成工事高の合計額 (A~I)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額



■ 工事経歴書を作成する際の注意事項...

- ・「工事名」の欄の工事名称は、請負契約書等に記載されている工事名称を、そのまま正確に記載して下さい (契約書記載の工事名称を勝手に略したり、変更したりしてはいけません)。
- ・「配置技術者」の欄は、完成工事について、工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載して下さい。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者も含むすべての者を記載して下さい。
- ・「請負代金の額」の欄は、共同企業体 (JV) として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額 (甲型) 又は分担した工事の額 (乙型) を記載して下さい。
また、工事進行基準を採用している場合には、「請負代金の額」の欄に、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を () 書きで付記して下さい。
- ・「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び「プレストレストコンクリート工事」、「法面処理工事」又は「鋼橋上部工事」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載して下さい。
- ・「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び「プレストレストコンクリート工事」、「法面処理工事」又は「鋼橋上部工事」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

IV. その他

1 再審査の申し立てについて

行政（審査）庁側の誤り等により、結果通知書（経営事項審査）の内容が、申請内容と異なる場合

結果通知書を受領した日から**30日以内**であれば、**再審査の申し立て**ができます（登録経営状況分析機関が行った経営状況分析を含まない）。ただし、申請者の記入漏れや記入誤り又は申請時の確認書類不足による内容認否等、“**申請者の責任に帰する案件**”については、**再審査の対象とはなりません**。

国土交通大臣が定める経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る）が改正された場合

当該改正前の基準に基づく結果通知を受けた申請者は、当該改正の日から**120日以内**であれば行政（審査）庁に**再審査の申し立て**ができます。審査基準の改正があった場合には、当局ホームページ等でお知らせ致します。

申請時には書類の記載事項等十分確認してから提出してください。
結果通知書受領後は、速やかに申請書記載内容との確認をお願い致します。

2 経営事項審査結果の公表について

経営事項審査結果は、公共工事入札参加希望者選定手続きの透明性の一層の向上による公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止力の活用といった観点から、公表を行っています。

公表している内容は、申請した建設業者本人に通知された内容と同様、総合評定値及び完成工事高等の審査項目ごとの数値・評点とし、経営事項審査の結果通知書の写しとなっています。

公表及び閲覧は、**財団法人建設業情報管理センター**に委任しており、同センターのホームページ上から閲覧可能（**結果通知書発行日から約30日後**）です。



3 虚偽申請の罰則規定及び行政処分について

経営事項審査の提出書類に虚偽の記載をして提出したものについては、建設業法第28条に基づき監督処分の対象になります。

また、場合によっては建設業法第50条に基づき懲役、罰金等の刑事罰に処せられます。

完成工事高水増し等の
虚偽申請
→30日以上営業停止
処分 など

4 特殊な経営事項審査について

特殊な事例（合併、譲渡、分割、経営再建等）で経営事項審査を受審する場合は、経営状況分析を申請する前にP20のお問い合わせ先までご相談下さい。

申請方法、提出書類等を含め“通常”の手続きとは異なります。
また、企業集団（グループ経審、連結経審）及び持株会社の子会社に係る経営事項審査（持株会社化経審）については、事前に国土交通大臣の認定が必要です。
詳細は、**国土交通省総合政策局建設業課〔03-5253-8111（代）〕**までお問い合わせ下さい。

5 経営事項審査に係る個人情報の取り扱いについて

[1] 申請に係る個人情報の利用目的等

国土交通大臣が、経営事項審査申請等により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

- 1) 経営事項審査申請等の審査事務
- 2) 経営事項審査申請等を行った者に対する指導監督等の事務

[2] 結果に係る個人情報の利用目的等

国土交通大臣が、経営事項審査結果に作成する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 国、地方公共団体及び建設業法施行令第27条の2に規定する法人に対する経営事項審査結果の通知(公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含みます。)
2. 経営事項審査結果の公表及び閲覧(公表及び閲覧は、財団法人建設業情報管理センターに委任しており、同センターにおいて行っております。)

経営事項審査結果を受けた者に対する指導監督等の事務行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項に規定による次の利用又は提供

- 1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- 2) 国土交通大臣が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき
- 3) 他の行政機関、独立行政法人等地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
- 4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき
- 5) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
- 6) その他提供することについて特別の理由があるときの提供

6 登録経営状況分析機関一覧表

経営事項審査に必要な経営状況分析(Y)については、建設業法の規定に基づき国土交通省の登録を受けた機関(「登録経営状況分析機関」という。)が行うこととなっています。

なお、経営状況の分析の申請の時期及び方法等はそれぞれの経営状況分析機関にお問い合わせください。

(平成20年11月1日現在)

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号	登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(財)建設業情報管理センター	東京都中央区築地2-11-24	03-5565-6131	11	(株)日本建設業経営分析センター	福岡県北九州市小倉南区葛原本町6-8-27	093-474-1561
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市大塚2-9-1	096-278-8330	12			
3				13			
4	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145	14			
5	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477	15			
6				16			
7	(有)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111	17	(株)経営分析センター	北海道札幌市東区北六条東二丁目3番1号	011-704-5882
8	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田町931-1	028-649-0111	18			
9	(株)経営状況分析センター	東京都大田区大森西3-31-8	03-5753-1588	19	(有)経営情報分析システム	北海道函館市田家町15番16号201	0138-62-5757
10	経営状況分析センター西日本(株)	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781	20			

7 お問い合わせ先

国土交通大臣許可業者(関東地方整備局)の経営事項審査の申請方法、結果通知書等に関するお問い合わせはこちらまで

国土交通省 関東地方整備局 建政部 建設産業第一課 調査指導係

TEL.048-601-3151

FAX.048-600-1921

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1(さいたま新都心合同庁舎2号館6階)

関東地方整備局のホームページに
経営事項審査の最新の情報が掲載されています。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/>

「このサイト内を検索」を利用して

経営事項審査

検索

各種様式もダウンロードできます。是非ご利用下さい。

8 経営事項審査についてよくいただくご質問

Q1 建設工事の業種区分(28業種)の考え方を教えてください。

A1 建設業法では、建設業を28業種にわけており、ガイドライン等でどのような業種がどのような建設工事に対応するかを示しております。詳しくはP22,23の建設業法による建設工事の業種区分一覧を参照してください。

■間違えやすいのでご注意下さい

「土木一式工事」と「建築一式工事」は、他の26業種の「専門工事」とは異なり、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事とされています。したがって個別の専門工事として施工が可能である工事は「一式工事」には該当しません。また、「一式工事」の許可を受けた業者が、他の「専門工事」を単独で請け負う場合は、その専門工事の許可を受けなければなりません。なお、主たる工事として施工する専門工事において、附带的に発生する他の専門工事（「附帯工事」という。例えば屋根工事における塗装作業等）が含まれたとしても、主たる工事の部分で判断されますので一式工事とは認められません。

Q2 下請で、工事を請負いましたが、その工事は、一式工事（土木一式又は建築一式）として申請してもよろしいでしょうか？

A2 下請工事であっても、当該工事が「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物（又は建築物）を建設する工事」に当たる場合においては、告示等（法第二条（定義）関係）上、一式工事と判定されることとなりますが、告示等において記載されている「総合的な企画、指導、調整」については、一括下請負禁止規定等との兼ね合いから、制度上、元請業者が行うべきものであることが明らかです。

このため、民間工事における合法的な一括下請負のケースを除いては、下請工事に関し、一式工事に該当する事例は、極めて少ないと思われる。

但し、可能性としては低いものの、下請工事であっても、告示の条件を満たし、一式工事として判定され得るものが存在する可能性自体は否定できません。下請工事でありながら一式工事としての要件を備える事例があれば、当局（P20参照）までお問い合わせ下さい。

なお、一括下請負を行った建設業者は、当該工事を実質的に行っていると認められないため、経営事項審査における完成工事高に当該工事に係る金額を含むことは認められておりません。

Q3 「…定期点検業務委託」「…保守」等の件名の工事がありますが、これらは、経営事項審査の完成工事高に計上することができますか？

A3 工事の定義は建設業法により行います（建設業法第二条）。

この法律において「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず建設工事の完成を請け負う営業をいいます。例えば、除草（剪定）、業務、調査、点検、部品の交換、物品の販売等は「建設工事の完成を請け負う営業」の定義からはずれるため、原則完成工事高に計上できません。

但し、建設業法第24条に規定されているとおり、委託その他何らかの名義をもってするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約となります。

「件名」において建設工事に該当するかしないか判断されるものでなく、発注者とどういった内容の契約をしたかで判断されることとなります。

Q4 「その他工事」には何を計上するのですか？

A4 許可をしていない業種、及び許可は有しているが完成工事高の合算ができない業種の工事を計上することになります。

ただし、あくまで計上できるのは「建設工事」であり、建設工事ではない兼業売上を計上してはいけません。

また、「その他工事」を計上する場合にも、その該当業種ごとに工事経歴書を作成する必要がありますのでご注意ください。

なお、500万円以上（建築一式は1,500万円以上）の工事を請け負う場合には、建設業の許可が必要となりますから、「その他工事」に1件の請負金額が500万円を超える工事が計上されることはありません。

建設業法による建設工事の業種区分一覧表

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方	
「法律別表第一(上欄)」	「法律別表第一(下欄)」	「昭和47年3月8日建設省告示第350号」最終改正 「平成15年7月25日国土交通省告示第1128号」	「平成13年4月3日 国総建第97号」最終改正 「平成18年7月7日 国総建第125号」	「平成13年4月3日 国総建第97号」最終改正 「平成18年7月7日 国総建第125号」	
1	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		
2	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		
3	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
4	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	
				①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ②「ラス張り工事」及び「乾式壁工事」については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。	
5	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	①足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 ②くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ③土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ④コンクリートにより工作物を築造する工事 ⑤その他基礎的ないしは準備的工事	①とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ②くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ③土工、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ④コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ⑤地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつけ工事	①「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は、根詰めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」であり、建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。 ②「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設する工事は「土木一式工事」に該当する。 ③「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をい、建築物に対するモルタル等の吹付けは「左官工事」における「吹付け工事」に該当する。 ④「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウェルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。
6	石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	
7	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	
				①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含む「屋根ふき工事」とする。したがって「板金屋根工事」も「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。 ②「屋根断熱工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。	
8	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	
9	管工事	管工事業	冷暖房、空調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調和設備工事、給排水、給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	
				し尿処理に関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。	
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事	
				①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として「屋根工事」に該当する。 ②「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。	
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事	
				「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」と「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」である。	
12	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事	
13	ほ装工事	ほ装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等によりほ装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	
				①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては「ほ装工事」ではなく「とび・土工・コンクリート工事」に該当する。 ②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは「ほ装工事」に該当する。	

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
	「法律別表第一(上欄)」	「法律別表第一(下欄)」	「昭和47年3月8日建設省告示第350号」 最終改正 「平成15年7月25日 国土交通省告示第1128号」	「平成13年4月3日 国総建第97号」 最終改正 「平成18年7月7日 国総建第125号」
14	しゅんせつ 工事	しゅんせつ 工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
15	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
16	ガラス 工事	ガラス工事 業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事
17	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
18	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
19	内装仕上 工事	内装仕上 工事業	アス木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
20	機械器具 設置工事	機械器具設 置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排水機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
21	熱絶縁 工事	熱絶縁工事 業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
22	電気通信 工事	電気通信工 事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設備工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
23	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事
24	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
25	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
26	水道施設 工事	水道施設工 事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
27	消防施設 工事	消防施設工 事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消化栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
28	清掃施設 工事	清掃施設工 事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事